労山基金 第二種団体申込書

受理印

20　年　 月 　日

期間は受理日より期限月までとします。寄付額は月割ではありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 所属地方連盟 |  |
| 団 体 名 |  |
| 団体番号 |  |
| 期 限 月 | 月　 | 申込口数 | 口　 |
| 寄付金額 | 円　 |

■労山山岳事故対策基金規定より

第25条　［登録期間］

登録期間は申し込みを受理した日から、委員会の定めた加入者の所属する団体または地方連盟ごとの登録期限月の末日までとする。

第26 条 ［寄付金］

寄付金は1口1000円とし、寄付金の口数を加入時に登録する。**ただし、団体の場合は、１ 口2,000 円とし、１～5 口までとする。**

２．登録した寄付金は、加入者の所属する団体が次期更新月に納付する。

３．定められた登録期限月以外に登録する場合は、1口あたりの金額を別に定める。

※団体の場合、登録期限月までの途中加入に月割り計算の適用はありません。

労山山岳事故基金制度運営委員会